

関係府省庁提出資料

重点	ヒアリング事項	府省庁	ページ
22	港湾・空港関係の補助事業に係る繰越事務の権限を国から都道府県に委任	国土交通省	1
21	住所公告の廃止	国土交通省	17
7	特定商取引法における複数の都道府県にわたる消費者被害事案について国での対応を原則とするよう役割を明確化	消費者庁	27
1	覚醒剤取締法に基づく事業者等の申請・届出等に係る都道府県経由事務の廃止	厚生労働省	37
8	市区町村が行う障害年金を含む国民年金事務の日本年金機構への一元化	厚生労働省	48

港湾・空港関係の補助事業に係る会計法第48条に基づく 繰越事務の都道府県への権限委任について(管理番号193)

国土交通省
港湾局 航空局
令和8年7月

重点22: 港湾・空港関係の補助事業に係る繰越事務の権限を国から都道府県に委任(国土交通省)

提案事項

繰越事務処理の簡素化や迅速化の観点から会計法第48条による権限委任を適用していただきたい。

1次回答

港湾関係事業及び空港整備事業については、補助金等の交付対象は港湾（海岸）管理者又は空港管理者等であり、港湾（海岸）管理者は都府県、市町村、港務局又は一部事務組合、空港管理者等は都道府県、市町村となっていることから、繰越事務の都道府県への委任にあたっては、関係都道府県及び市町村等の意向を確認しつつ、必要な調整を進める必要がある。

あわせて、国土交通省において補助金等の執行状況を適切に管理する観点から、繰越関係書類の共有等を含め、都道府県との間で綿密な情報共有体制の構築を検討する必要がある。このため、委任することについて上記団体の意向を踏まえたうえで進めていくこととしたい。

検討の方向性

繰越事務の委任にあたっては、当該事務を行うこととなる全都道府県の意向が揃わなければ、国土交通省においても統一した事務処理ができず効率的な事務処理が困難となるため、関係都道府県全てへの委任を前提とした意向等調査を行う。

あわせて、繰越事務の委任を行う場合には、国土交通省において繰越内容の把握ができなくなるおそれがあるため、国土交通省と都道府県との間で繰越事務に係る情報共有の仕組みの構築を検討する。

以上が整い次第、早ければ令和9年度以降の予算の繰越事務について、委任を行うこととする。

○会計法(昭和22年法律第35号)

第四十八条 国は、政令の定めるところにより、その歳入、歳出、歳入歳出外現金、支出負担行為、支出負担行為の確認又は認証、契約(支出負担行為に該当するものを除く。以下同じ。)、繰越しの手続及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手続に関する事務を、都道府県の知事又は知事の指定する職員が行うこととすることができる。

- ② 前項の規定により都道府県が行う歳入、歳出、歳入歳出外現金、支出負担行為、支出負担行為の確認又は認証、契約、繰越しの手続及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手続に関する事務については、この法律及びその他の会計に関する法令中、当該事務の取扱いに関する規定を準用する。
- ③ 第一項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

第二条 (略)

②~⑧ (略)

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

➤

- 一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第一号法定受託事務」という。)
- 二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第二号法定受託事務」という。)

⑩~⑰ (略)

○予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)

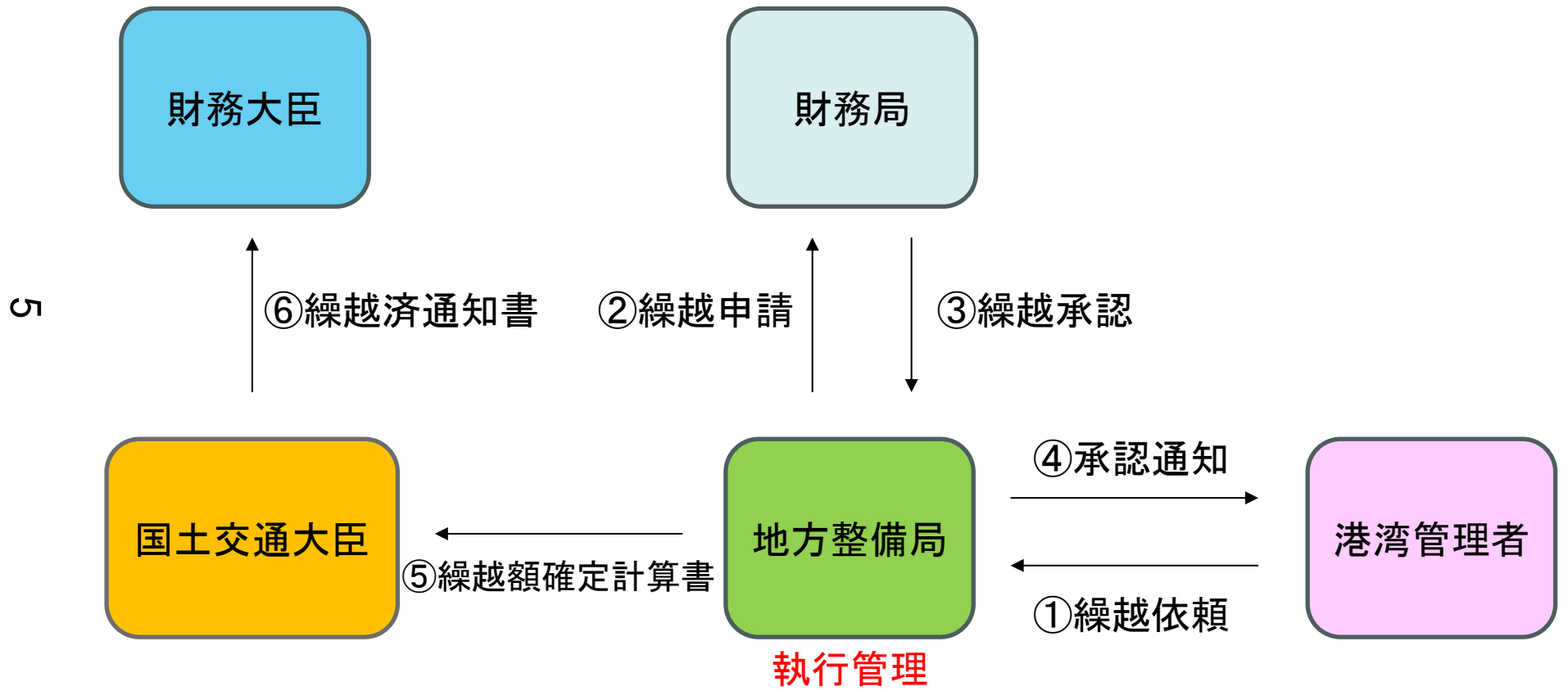
(都道府県が行う国の会計事務)

第一百四十条 会計法第四十八条第一項の規定により都道府県知事又は知事の指定する職員が行うこととすることができる国の歳出に関する事務は、歳出金の支出に関する事務のうち支出の決定の事務とする。

② (略)

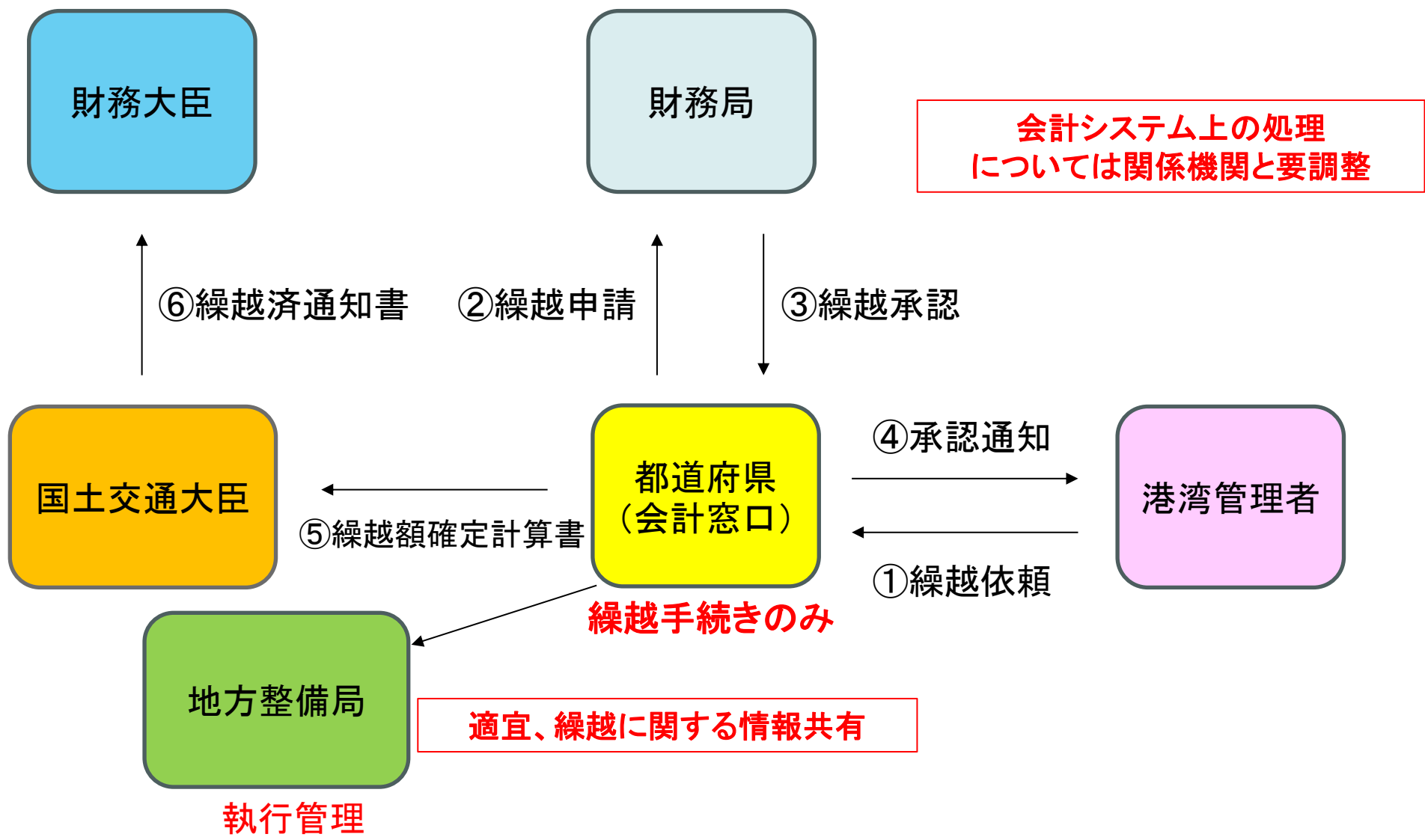
③ 各省各庁の長は、会計法第四十八条第一項の規定により国の歳入、歳出、歳入歳出外現金、支出負担行為、支出負担行為の確認又は認証、契約(支出負担行為に係るものを除く。)、繰越しの手続及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手続に関する事務を都道府県の知事又は知事の指定する職員が行うこととなる事務として定める場合には、当該知事又は知事の指定する職員が行うこととなる事務の範囲を明らかにして、当該知事又は知事の指定する職員がこれらの事務を行うこととなることについて、あらかじめ当該知事の同意を求めなければならない。

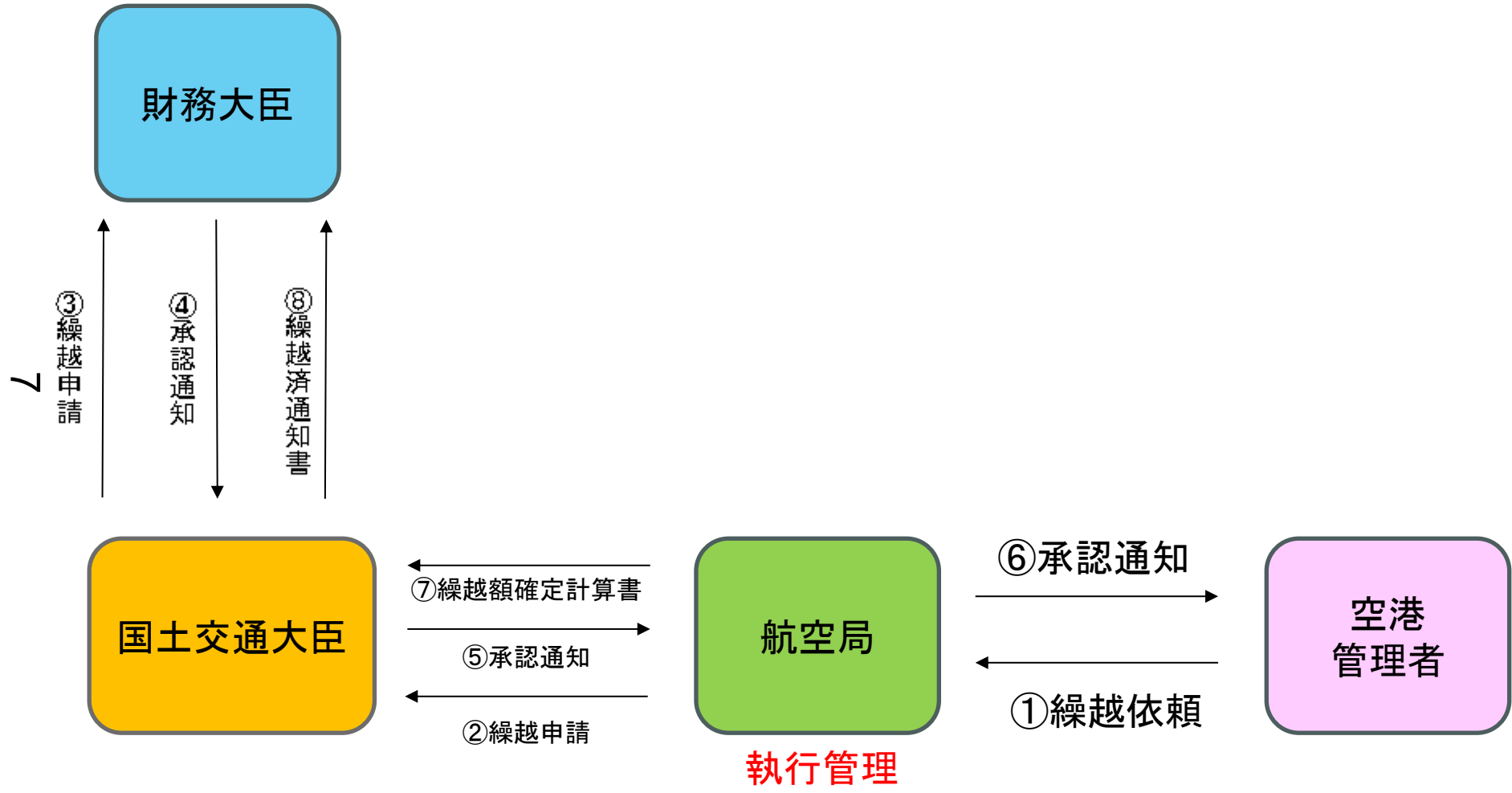
④~⑥ (略)

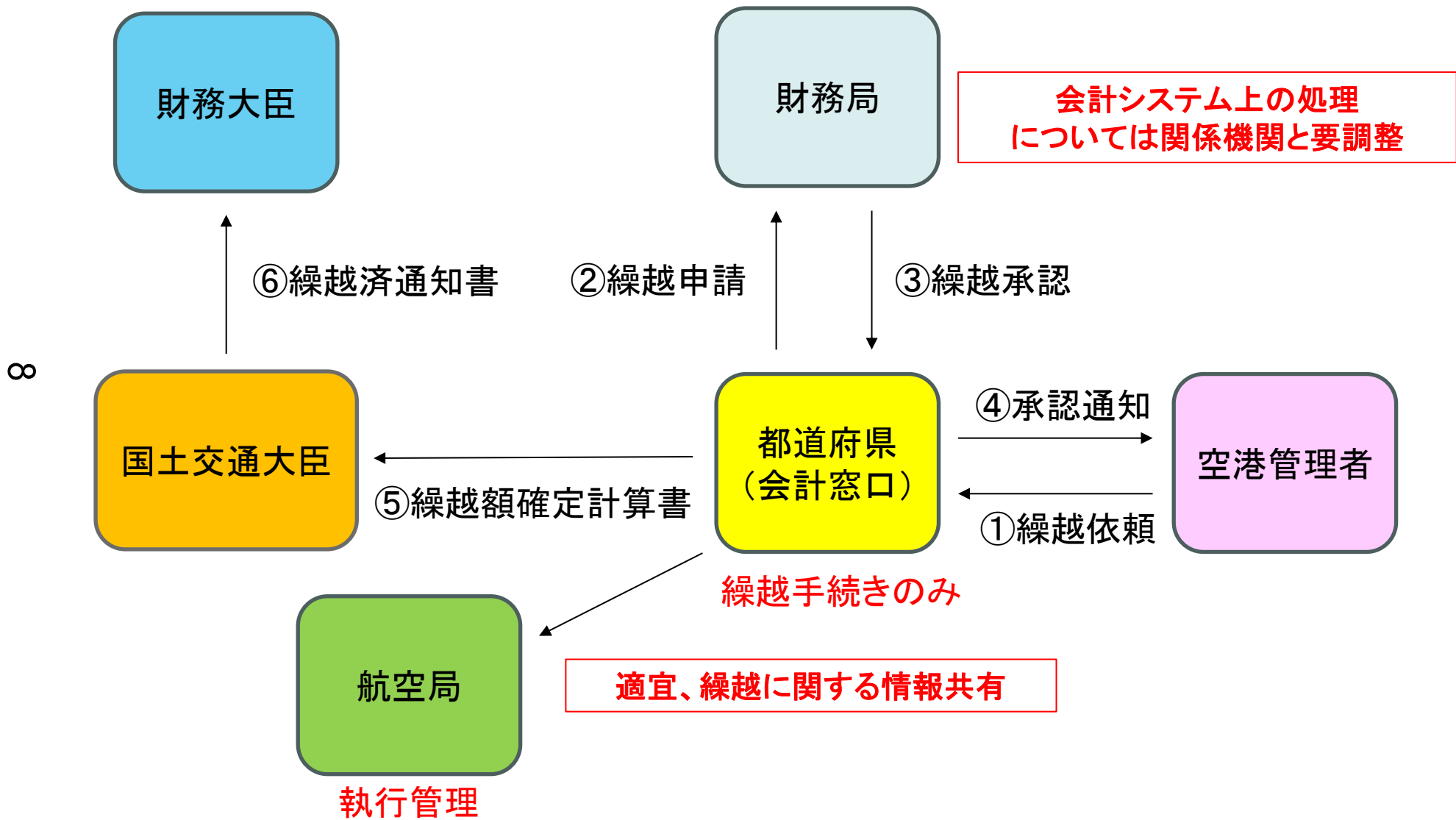


5

9



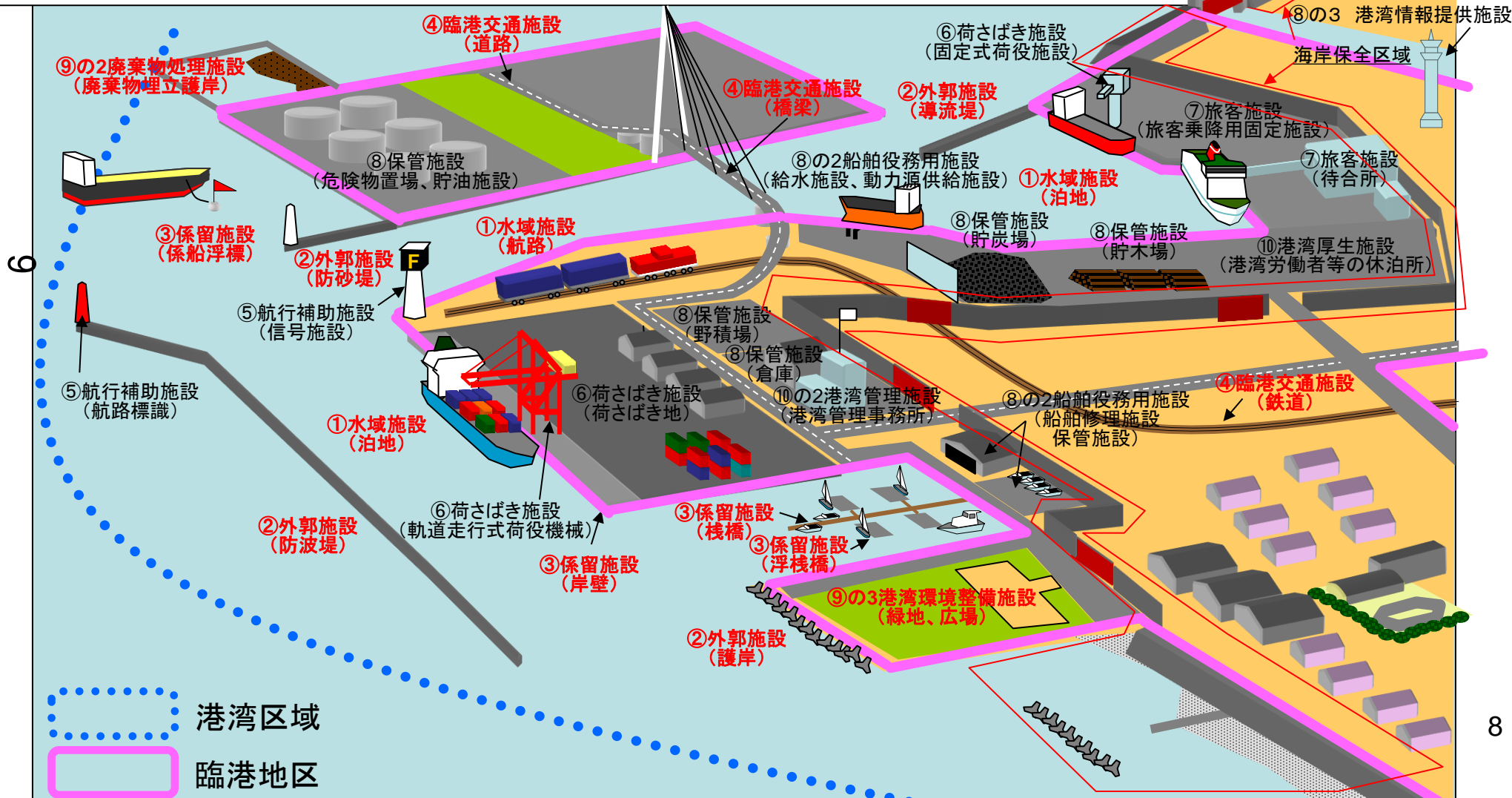




港湾施設の種類(港湾補助事業の対象施設)

【港湾施設の種類】 ※赤字が港湾補助事業の対象施設

- ①水域施設 ②外郭施設 ③係留施設 ④臨港交通施設 ⑤航行補助施設 ⑥荷さばき施設
 ⑦旅客施設 ⑧保管施設 ⑧の2 船舶役務用施設 ⑧の3 港湾情報提供施設 ⑨港湾公害防止施設
 ⑨の2廃棄物処理施設 ⑨の3港湾環境整備施設 ⑩港湾厚生施設 ⑩の2港湾管理施設



(1) 港湾法による分類

① 国際戦略港湾（港湾法第2条第2項）

長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるもの

② 国際拠点港湾（港湾法第2条第2項）

国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるもの

③ 重要港湾（港湾法第2条第2項）

国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるもの

④ 地方港湾（港湾法第2条第2項）

国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾（概ね地方の利害に係る港である）

⑤ 避難港（港湾法第2条第9項）

暴風雨に際し小型船舶が避難のため停泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸し又は旅客の乗降の用に供しない港湾で政令に定めるもの

⑥ 56条港湾（港湾法第56条第1項）

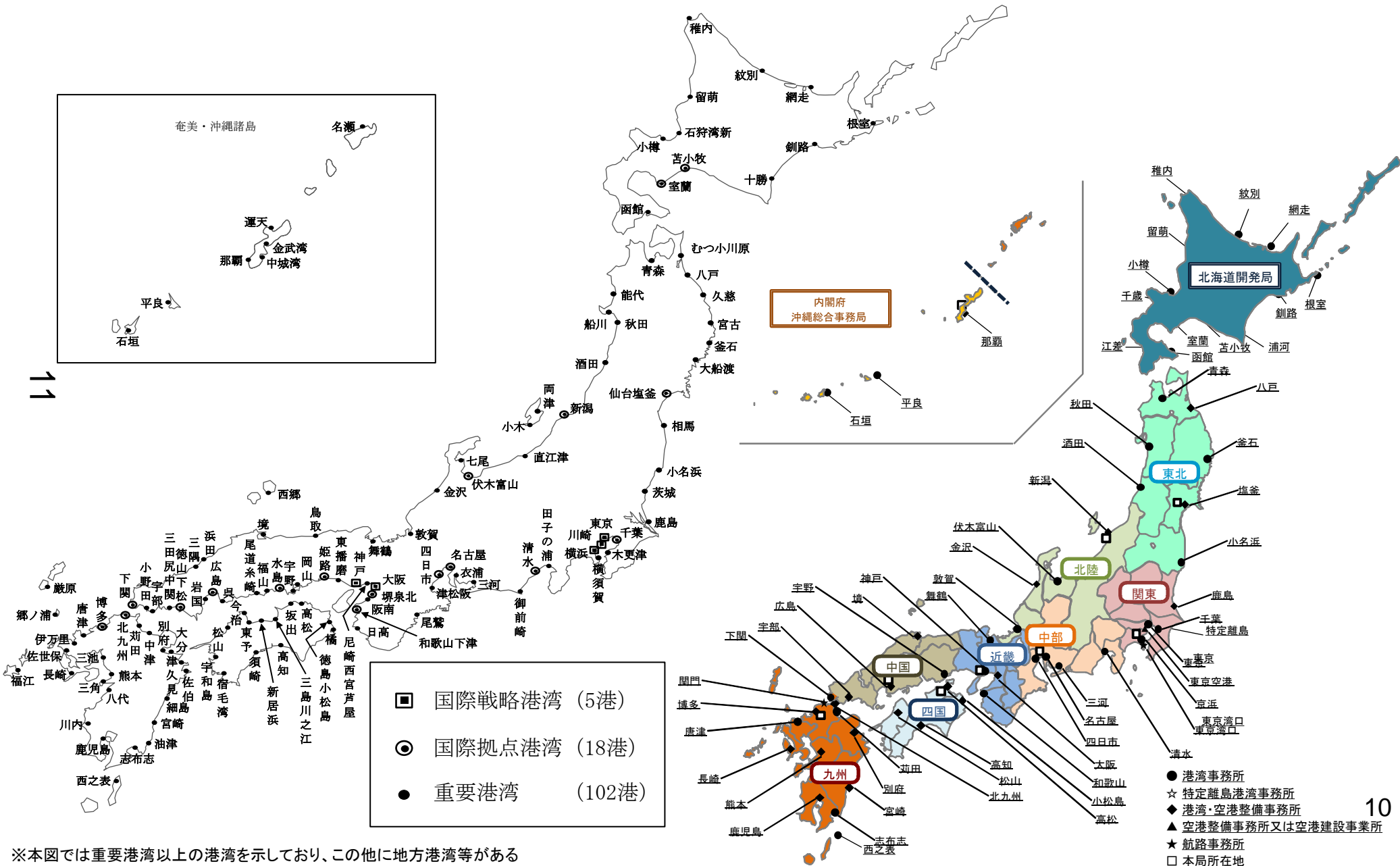
港湾区域の定めのない港湾で、都道府県知事が水域を公告したもの

(2) 港湾管理者別港湾数（令和8年4月1日現在）

港湾法第2条第1項に基づき港務局又は地方公共団体（普通地方公共団体、一部事務組合、広域連合）が港湾管理者となる

区 分	総数	都府県	市町村	港務局	一部事務 組 合	都道府県 知 事
国際戦略港湾	5	1	4	0	0	—
国際拠点港湾	18	11	4	0	3	—
重 要 港 湾	102	82	16	1	3	—
地 方 港 湾 (うち避難港)	807 (35)	504 (29)	303 (6)	0 (0)	0 (0)	—
56 条 港 湾	61	—	—	—	—	61
合 計	993	598	327	1	6	61

港湾の種類・配置と地方整備局等の管轄図



※本図では重要港湾以上の港湾を示しており、この他に地方港湾等がある

- 12
- ① **都道府県又は市町村の普通地方公共団体が港湾管理者になる場合（港湾法第33条第1項）**
 - ・都府県：大磯港（神奈川県）、姫路港（兵庫県）、鳥取港（鳥取県）、東京港（東京都）等
 - ・市町村：横浜港（横浜市）、神戸港（神戸市）、室蘭港（室蘭市）等
 - ② **都道府県又は市町村が共同して地方自治法第284条第2項若しくは第3項に基づく一部事務組合若しくは広域連合を設立して港湾管理者になる場合（港湾法第33条第1項）**
 - ・苫小牧港（苫小牧港管理組合）：北海道・苫小牧市による一部事務組合（S40～）
 - ・石狩湾新港（石狩湾新港管理組合）：北海道、小樽市、石狩市による一部事務組合（S53～）
 - ・名古屋港（名古屋港管理組合）：愛知県・名古屋市による一部事務組合（S26～）
 - ・四日市港（四日市港管理組合）：三重県・四日市市による一部事務組合（S41～）
 - ・境港（境港管理組合）：島根県・鳥取県による一部事務組合（S33～）
 - ・那覇港（那覇港管理組合）：沖縄県、那覇市、浦添市による一部事務組合（H14～）※那覇市から変更
 - ③ **関係地方公共団体が単独で又は共同して港務局を設立する場合（港湾法第4条第1項）**
 - ・新居浜港（新居浜港務局）：愛媛県新居浜市による港務局（S28～）

港湾管理者数（166）（令和8年4月1日現在）

	総数	都府県	市町村	港務局	一部事務組合
国際戦略港湾	5	1	4	0	0
国際拠点港湾	18	11	4	0	3
重要港湾	45	25	16	1	3
地方港湾 (うち避難港)	98 (29)	2 (23)	96 (6)	0 (0)	0 (0)
合計	166	39	120	1	6

※ 港湾管理者が複数の区分の港を管理している場合は、最上段に計上

都道府県別港湾管理者数一覽

13

整備局等	都道府県名	総数	都道府県	市町村	港務局	一部事務組合	整備局等	都道府県名	総数	都道府県	市町村	港務局	一部事務組合
北海道	北海道	31	—	29	—	2	中国	鳥取	2	1	—	—	1
東北	青森	1	1	—	—	—		島根	10	1	9	—	—
	岩手	1	1	—	—	—		岡山	7	1	6	—	—
	宮城	1	1	—	—	—		広島	6	1	5	—	—
	秋田	1	1	—	—	—		山口	4	1	3	—	—
	山形	1	1	—	—	—		徳島	1	1	—	—	—
	福島	1	1	—	—	—		香川	12	1	11	—	—
関東	茨城	1	1	—	—	—	愛媛	9	1	7	1	—	
	千葉	1	1	—	—	—	高知	1	1	—	—	—	
	東京	1	1	—	—	—	山口	1	0	1	—	—	
	神奈川	4	1	3	—	—	福岡	3	1	2	—	—	
北陸	新潟	1	1	—	—	—	佐賀	1	1	—	—	—	
	富山	1	1	—	—	—	長崎	2	1	1	—	—	
	石川	2	1	1	—	—	熊本	7	1	6	—	—	
中部	福井	1	1	—	—	—	大分	1	1	—	—	—	
	静岡	2	1	1	—	—	宮崎	1	1	—	—	—	
	愛知	5	1	3	—	1	鹿児島	28	1	27	—	—	
	三重	2	1	—	—	1	沖縄	4	1	2	—	1	
近畿	滋賀	1	1	—	—	—							
	京都	1	1	—	—	—							
	大阪	2	1	1	—	—							
	兵庫	3	1	2	—	—							
	和歌山	1	1	—	—	—							

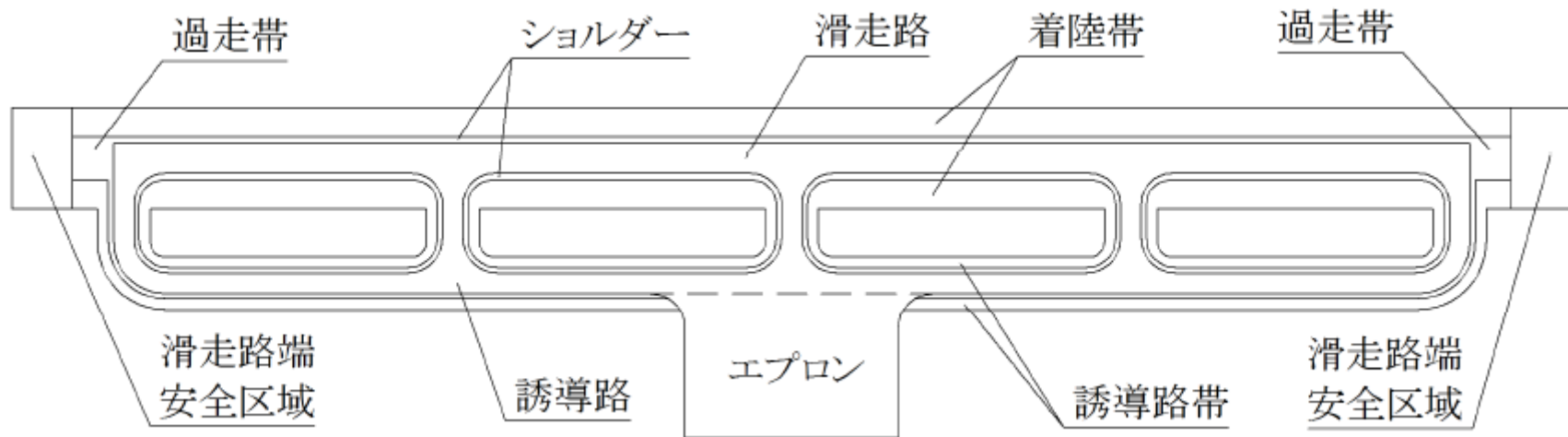
※色塗りは、市町村等管理港湾が所在する道府県

※九州の山口県市町村欄は下関市（下関港）

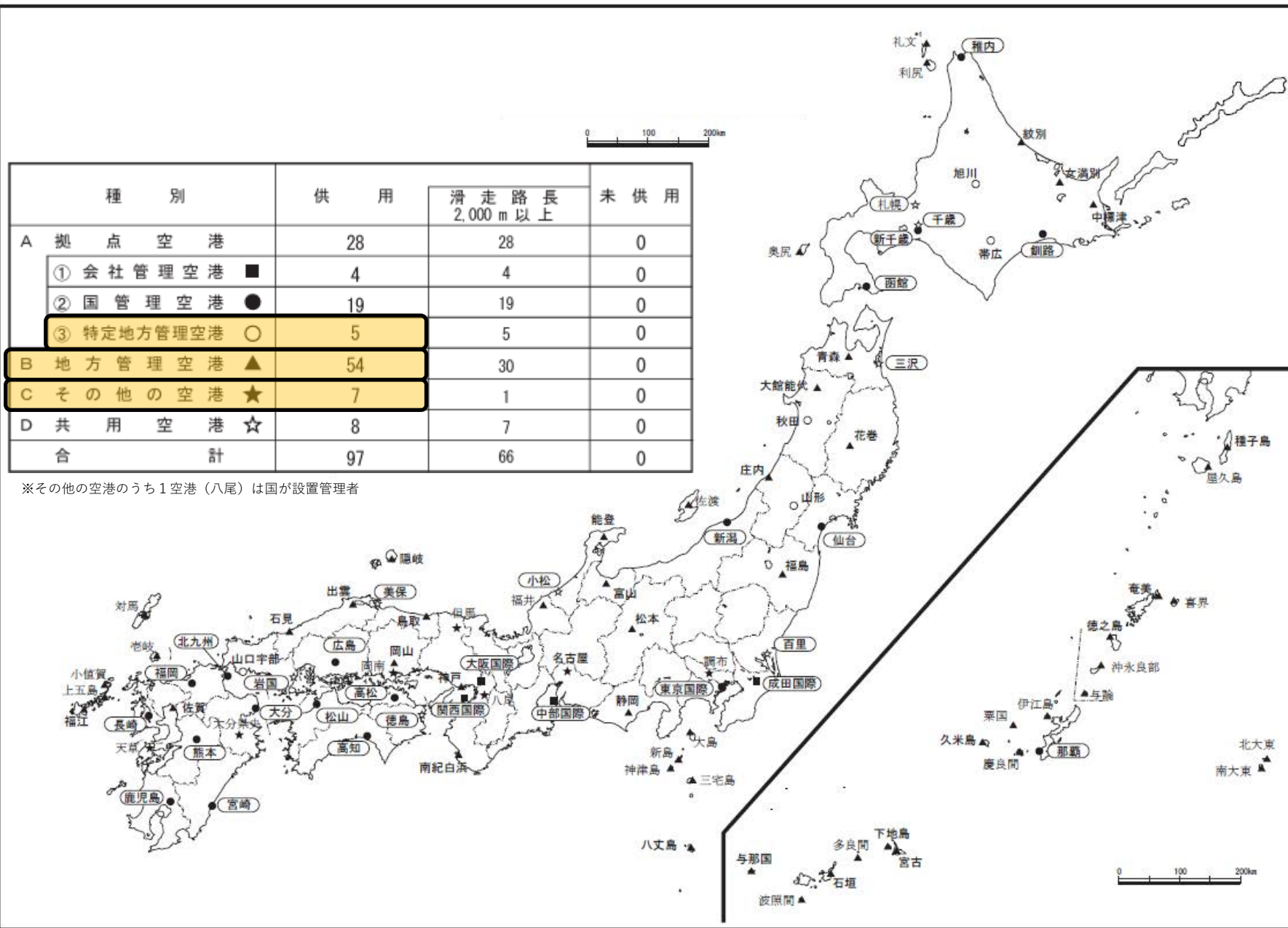
港湾管理者が都府県と同一である都府県が20ある一方で、市町村等が港湾管理者となっている道府県も20存在している。例えば、横浜港や神戸港といった大規模な港湾では、県ではなく、横浜市、神戸市が港湾管理者となっている。また、北海道においては、道は一切、港湾管理者とはなっておらず、地元の市や町、一部事務組合が港湾管理者となっているなど、港湾管理者の設立主体は多様。

- 地方公共団体が管理する空港における空港整備に対して負担・補助を行うことにより、航空ネットワークの形成に寄与することを目的とした補助
- 地方公共団体が実施する空港整備事業に対し負担・補助を行う
- 地方公共団体の管理する空港において、一般の公衆の利用に供する目的で以下の工事に対し、負担又は補助を行う。
 - ①基本施設(負担)
 - ・滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン又は照明施設の新設又は改良工事
 - ・航空機の離着陸の安全を確保するため平らな空地として維持することを必要とする空港用地の造成又は整備
 - ②附帯施設(補助)
 - ・排水施設、護岸、道路、自動車駐車場又は橋の新設又は改良

14



空港の施設の区分(基本施設)



都道府県別空港管理者数一覧

都道府県名	総数	都道府県	市町村	都道府県名	総数	都道府県	市町村	都道府県名	総数	都道府県	市町村
北海道	8	6	2	石川県	1	1	-	岡山県	2	2	-
青森県	1	1	-	福井県	1	1	-	広島県	-	-	-
岩手県	1	1	-	山梨県	-	-	-	山口県	1	1	-
宮城県	-	-	-	長野県	1	1	-	徳島県	-	-	-
秋田県	2	2	-	岐阜県	-	-	-	香川県	-	-	-
山形県	2	2	-	静岡県	1	1	-	愛媛県	-	-	-
福島県	1	1	-	愛知県	1	1	-	高知県	-	-	-
茨城県	-	-	-	三重県	-	-	-	福岡県	-	-	-
栃木県	-	-	-	滋賀県	-	-	-	佐賀県	1	1	-
群馬県	-	-	-	京都府	-	-	-	長崎県	5	5	-
埼玉県	-	-	-	大阪府	-	-	-	熊本県	1	1	-
千葉県	-	-	-	兵庫県	2	1	1	大分県	1	1	-
東京都	6	6	-	奈良県	-	-	-	宮崎県	-	-	-
神奈川県	-	-	-	和歌山県	1	1	-	鹿児島県	7	7	-
新潟県	1	1	-	鳥取県	1	1	-	沖縄県	12	12	-
富山県	1	1	-	島根県	3	3	-	計	65	62	3

※色塗りは、市町村が空港管理者として所在する都道府県（2道県）

全97空港のうち、地方公共団体が空港管理者である空港は65空港、26都道県に位置しており、そのうち3空港は市（旭川市、帯広市、神戸市）が空港管理者となっている。

(管理番号314)

- 市街地再開発組合の理事長の住所公告

(管理番号321)

- 土地区画整理審議会の委員選挙における選挙人名簿の取扱い

国土交通省 都市局
令和8年7月

第一種市街地再開発事業の概要

◇市街地再開発事業の目的(再開発法第1条)

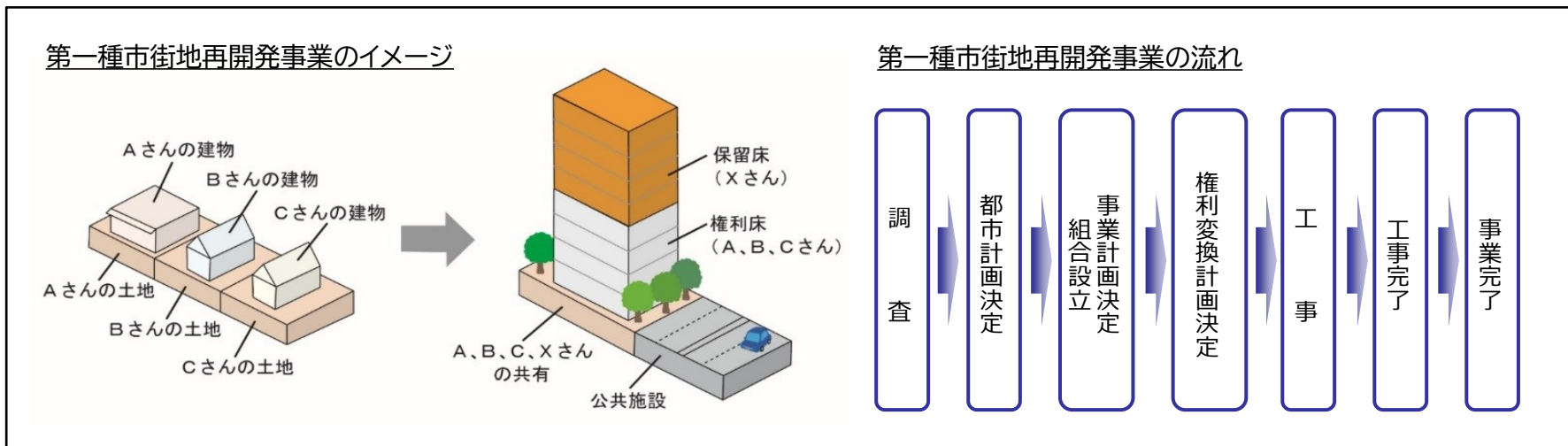
都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

◇第一種市街地再開発事業の仕組み

- ① 敷地を共同化し、高度利用することにより、公共施設用地を生み出す。
- ② 従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換え。
- ③ 高度利用で新たに生み出された床（保留床）を処分し、事業費に充てる。

◇施行者

個人、市街地再開発組合（土地所有者と借地権者で構成する組合）、再開発会社、地方公共団体、UR等



市街地再開発組合の理事長の住所公告について

提案内容

- 都市再開発法第28条第1項において、市街地再開発組合は、当該組合の理事長の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならないと規定されている。
- しかし、個人情報保護の観点から、公告事項のうち理事長の住所の公告については、行政区画以外の住所を表示しないことを求める。

市街地再開発組合の設立手続

- ①定款・事業計画の作成
- ②地権者の同意取得
- ③都道府県知事(以下「知事」という。)による認可
⇒組合設立
- ④知事による組合の名称等の公告
⇒組合の第三者対抗要件具備
- ⑤組合総会における役員(理事・監事)選挙
- ⑥理事間における理事長の選挙
- ⑦組合から知事に理事長の氏名・住所を届出
- ⑧知事による理事長の氏名・住所の公告
⇒理事長の第三者対抗要件具備

(参考制度)土地区画整理組合の設立手続

- ①定款・事業計画の作成
- ②地権者の同意取得
- ③知事による認可
⇒組合設立
- ④知事による組合の名称等の公告
⇒組合の第三者対抗要件具備
- ⑤組合総会における役員(理事・監事)選挙
- ⑥組合から知事に理事の氏名・住所を届出
- ⑦知事による理事の氏名・住所の公告
⇒理事の第三者対抗要件具備
- (※)組合の申出により**住所の一部の公告で代替可**

(第16次地方分権一括法(令和8年法律第27号)により改正)

○都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、市街地の計画的な再開発に関し必要な事項を定めることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

（認可）

第十一条 第一種市街地再開発事業の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて組合を設立することができる。

2～5 （略）

（組合の成立）

第十八条 組合は、第十一条第一項又は第二項の規定による認可により成立する。

（認可の公告等）

第十九条 都道府県知事は、第十一条第一項又は第三項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この条において同じ。）その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

20 （略）

組合は、第十一条第一項の認可に係る第一項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、前項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは事業計画をもつて、組合員その他の第三者に対抗することができない。

4 （略）

（理事長の氏名等の届出及び公告）

第二十八条 組合は、理事長の氏名及び住所を、施行地区を管轄する市町村長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、理事長の氏名及び住所を公告しなければならない。

3 組合は、前項の公告があるまでは、理事長の代表権をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。

【先行的な対応事例】

○土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（抄） ※第16次地方分権一括法による改正後の規定（令和8年10月1日施行）

（理事の氏名等の届出）

第二十九条 組合は、施行地区を管轄する市町村長を経由して、理事の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合においては、遅滞なく、これを公告しなければならない。ただし、組合が、当該届出に併せて、国土交通省令で定めるところにより、理事の住所についてその一部のみを公告することを求める旨を申し出たときは、当該住所の一部の公告をもつて住所の全部の公告に代えることができる。

3 組合は、前項の公告があるまでは、理事の代表権をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。

◇土地区画整理事業の目的(土地区画整理法第1条)

この法律は、土地区画整理事業に関し、その施行者、施行方法、費用の負担等必要な事項を規定することにより、健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

◇土地区画整理事業の仕組み

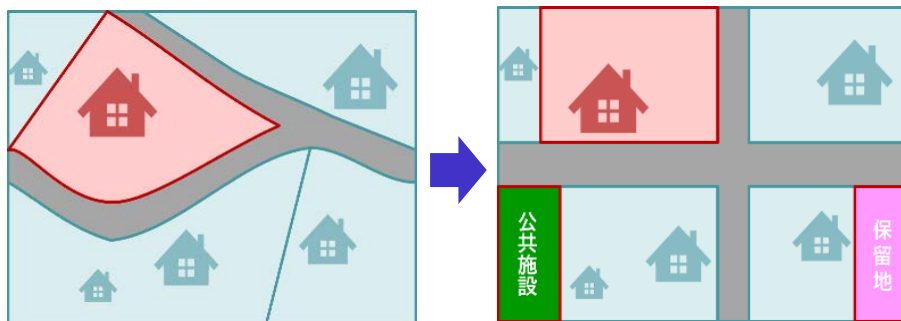
〔換地手法〕 従前の宅地の権利関係を、事業によって整備した宅地の上に移行させる手法

〔減歩〕 従後の宅地の面積は、従前の宅地に比較して減少するものの(減歩)、
これにより、公共施設用地と、保留地(売却費用を事業費に充当)を生み出す

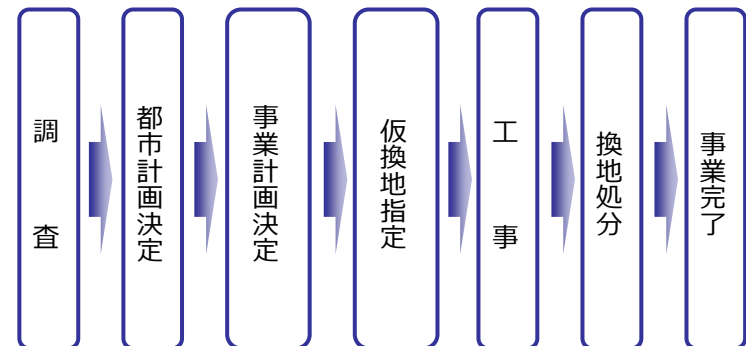
◇施行者

個人、土地区画整理組合、土地区画整理会社、地方公共団体、UR等

土地区画整理事業のイメージ



土地区画整理事業の流れ



提案内容

- 土地区画整理法施行令第21条で規定する選挙人名簿の公衆への縦覧について、個人情報保護の観点から、対象を限定する見直しを行うこと。あわせて、選挙後は完全不開示又は住民基本台帳法第11条の2に該当する場合に限り閲覧可とする制限を加えるよう見直しを行うこと。

現行制度の概要

【土地区画整理審議会】(土地区画整理法第54条等)

- ・ 趣旨目的 : 地方公共団体が施行者となる場合には、地権者からの同意取得が不要になる代わりに、地権者の代表から構成される審議会を設置し、処分行為を行う前に同審議会の意見を聴取をしなければならないこととされている。
- ・ 委員の構成 : 施行地区内の土地所有者及び借地権者の中から選挙で選ばれた代表者で構成

【委員選挙の流れ】(土地区画整理法施行令第19条～29条)

- 22
- ① 地方公共団体による選挙期日の公告
 - ② 地方公共団体による選挙人名簿の作成(名簿には、選挙期日の公告日から20日を経過した日現在における施行地区内の土地所有者及び借地権者を掲載)
 - ③ 地方公共団体による選挙人名簿の公衆縦覧、当該名簿に記載漏れや誤りがあると認められる場合の異議の申出(2週間)
 - ④ 地方公共団体による③の異議の処理(選挙人名簿を修正した場合には、その旨を公告)
 - ⑤ 地方公共団体による選挙場等の公告⇒投票

【確定した選挙人名簿の取扱い】(土地区画整理法第84条、土地区画整理法施行令第73条第4号)

- ・ 地方公共団体の事務所に備付けが必要。利害関係者(事業に関係のある土地やその土地に定着する物件等の権利者)は閲覧又は謄写の請求が可能。
- ・ ただし、現行制度においても、地方公共団体は「正当な事由」があれば利害関係人による請求を拒否することが可能。

対応の方向性

- 土地区画整理審議会の委員選挙では、全選挙人(有権者)が「委員の候補者」でもあるため、「縦覧された選挙人名簿」が投票先を決めるための情報源の1つとなっている場合もあることから、実態を把握した上で、個人情報の保護と、選挙人(有権者)への必要十分な情報提供を両立させるとともに、地方公共団体の事務負担も考慮した縦覧制度に代わりうる仕組みを検討する必要。

【参考制度:公職選挙法における選挙人名簿の取扱い】

- 公職選挙法では選挙人名簿への異議の申出を認めるとともに、選挙人名簿の内容を確認する手段として、特定の者から、特定の目的のために、名簿の閲覧が必要である旨の申出があった場合に、当該申出者等にものみ名簿の閲覧を認める制度を採用(選挙人名簿の縦覧制度は廃止)。

○土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、土地区画整理事業に関し、その施行者、施行方法、費用の負担等必要な事項を規定することにより、健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（土地区画整理審議会の設置）

第五十六条 都道府県又は市町村が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業ごとに、都道府県又は市町村に、土地区画整理審議会（以下この節において「審議会」という。）を置く。

2～4 （略）

（委員）

第五十八条 委員は、政令で定めるところにより、施行地区（工区ごとに審議会を置く場合においては、工区。以下本節において同じ。）内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者が、それぞれのうちから各別に選挙する。この場合において、それぞれ選挙される委員の数は、施行地区内の宅地の所有者の総数と施行地区内の宅地について借地権を有する者の総数との割合におおむね比例しなければならない。

（関係簿書の備付け）

第八十四条 施行者は、規準、規約、定款又は施行規程並びに事業計画又は事業基本方針及び換地計画に関する図書その他政令で定める簿書を主たる事務所に備え付けておかななければならない。

2 利害関係者から前項の簿書の閲覧又は謄写の請求があつた場合においては、施行者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

23
○土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（抄）

（委員の選挙期日の公告）

第十九条 委員の選挙を行う場合においては、市町村長等（国土交通大臣が土地区画整理事業を施行する場合における国土交通大臣、都道府県が土地区画整理事業を施行する場合における都道府県知事、市町村が土地区画整理事業を施行する場合における市町村長、独立行政法人都市再生機構が土地区画整理事業を施行する場合における独立行政法人都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社が土地区画整理事業を施行する場合における地方住宅供給公社理事長をいう。以下この章において同じ。）は、あらかじめ、選挙期日を定め、これを公告しなければならない。この場合において、選挙期日は、その公告の日から百日以内としなければならない。

（選挙人名簿）

第二十条 市町村長等は、前条の公告をした場合においては、その公告をした日から起算して二十日を経過した日現在における施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者で当該選挙において選挙をなすべきものの氏名、住所、性別及び生年月日（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した名簿（以下「選挙人名簿」という。）を作成しなければならない。

（選挙人名簿の縦覧及び異議の申出）

第二十一条 市町村長等は、選挙人名簿を作成した場合においては、これを二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 第三条の規定は、前項の規定による縦覧について準用する。

3 第十九条の公告があつた日から起算して二十日を経過した日現在における施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者で当該選挙において選挙をなすべきものは、前項の規定により縦覧に供された選挙人名簿に記載の漏れ又は誤りがあると認める場合においては、縦覧期間内に、文書で市町村長等に異議を申し出ることができる。

4 市町村長等は、前項の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から二週間以内に、その申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その申出を正当であると決定した場合においては、直ちに選挙人名簿を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、あわせてこれを公告しなければならない。その申出を正当でないと決定した場合においては、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。

○土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（抄）

（選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数の公告）

第二十二條 市町村長等は、前条第一項の規定による縦覧期間内に異議の申出がなかつたとき、又は同条第三項の規定によるすべての異議について決定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

2 前項の公告は、選挙期日の少くとも二十日前にしなければならない。

3 選挙人名簿は、第一項の公告があつた日において確定するものとする。

4 市町村長等は、第一項の公告をする場合においては、併せて施行地区内の宅地の所有者又は施行地区内の宅地について借地権を有する者が当該選挙において選挙すべき委員の数を公告しなければならない。この場合において、当該選挙が法第五十八条第一項（法第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む。）の選挙であるときは、当該選挙において選挙すべき委員の数は、前項の規定により確定した選挙人名簿（以下「確定選挙人名簿」という。）に記載されている施行地区内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者の数に基づいて市町村長等が定めた数とする。

（選挙人）

第二十三條 委員は、確定選挙人名簿に記載された者（以下第三十四条を除き、本章において「選挙人」という。）がこれらの者のうちから選挙する。

（選挙場並びに投票時間及び開票の日時の公告）

第二十五條 市町村長等は、選挙場並びに投票時間及び開票の日時を定め、選挙期日の少くとも五日前に、これらの事項を公告しなければならない。

24

（投票）

第二十九條 委員の選挙は、無記名投票によつて行うものとする。

2 選挙人は、選挙の当日、自ら選挙場に行き、確定選挙人名簿又はその抄本の対照を経て、投票用紙に選挙すべき者一人の氏名を記載し、これを投票箱に入れて投票をしなければならない。

3 前項の場合において、選挙人が法人であるときは、その法人の指定する者が同項の投票をするものとする。この場合において、法人の指定する者は、投票の際その権限を証する書面を選挙管理者に提出しなければならない。

4 投票用紙は、選挙の当日、選挙場において選挙人に交付しなければならない。

（事務所備付簿書）

第七十三條 法第八十四条第一項に規定する政令で定める簿書は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 法第三条第一項から第三項までの規定により土地区画整理事業を施行する者以外の施行者にあつては、確定選挙人名簿及び土地区画整理審議会の意見（同意又は不同意の意見を含む。）を記載した書類

五 （略）

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（異議の申出）

第二十四条 選挙人は、選挙人名簿の登録に関し不服があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間又は期日に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

- 一・二 （略）
- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から三日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登録し、又は選挙人名簿から抹消し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。その異議の申出を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。
- 3・4 （略）

（登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧）

第二十八条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。この項前段に規定する期間（第二十四条第一項各号に定める期間又は期日に限る。）においても、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、選挙人から当該申出があつた場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした選挙人に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認	選挙人	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした選挙人
政治活動（選挙運動を含む。）	公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした公職の候補者等又は当該公職の候補者等が指定する者
	政党その他の政治団体	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの

- 2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、第四号イに定める事項については、この限りでない。
 - 一 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする者（以下この条から第二十八条の四までにおいて「申出者」という。）の氏名及び住所（申出者が政党その他の政治団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 選挙人名簿の抄本の閲覧により知り得た事項（以下この条から第二十八条の四までにおいて「閲覧事項」という。）の利用の目的
 - 三 選挙人名簿の抄本を閲覧する者（以下この条から第二十八条の四までにおいて「閲覧者」という。）の氏名及び住所
- 四・五 （略）
- 3 第一項の規定にかかわらず、市町村の選挙管理委員会は、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあること、閲覧事項を適切に管理することができないおそれがあることその他同項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができる。
- 4～12 （略）

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第十一条の二 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者（以下この条及び第五十条において「申出者」という。）が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び第十二条の三第四項において同じ。）の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。）で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

- 一 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施
- 二 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施
- 三 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施

2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 申出者の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあつては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項（以下この条及び第五十条において「閲覧事項」という。）の利用の目的
- 三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者（以下この条及び第五十条において「閲覧者」という。）の氏名及び住所

四 閲覧事項の管理の方法

五 申出者が法人の場合にあつては、当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲

前項第一号に掲げる活動に係る申出の場合にあつては、調査研究の成果の取扱い

前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3～12 （略）